国立大学法人秋田大学における会計監査人候補者の選定について（公募）

令和４年１１月１０日
国立大学法人秋田大学

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第３５条において準用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第４０条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされています。

ついては、本学の会計監査人候補者の選定にあたり、提案書の募集を行いますので、本学の会計監査人の就任を希望される監査法人又は公認会計士の方は、下記により、提案書の提出をお願いいたします。

記

１．会計監査人の資格

（１）通則法第４１条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士

（２）会社法第３３７条第３項における欠格事由のないこと。

（３）公認会計士法第２４条、第２４条の２、第２４条の４、第３４条の１１及び第３４条の１１の２並びに公認会計士法施行令第７条及び第１５条における特別の利害関係等のないこと。なお、公認会計士法施行令第７条第１項第９号、第１５条第４号及び１５条第４号の２の使用人には、非常勤講師も含まれると解されるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんので、その旨ご留意ください。

（４）本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）現在、本学の会計監査人である場合で、連続する６事業年度において本学の監査責任者となった者がいる場合、当該者は、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、本学の監査責任者となることができないこと。

２．任期

今回の候補者の選定は、令和５年度から令和７年度の複数年にわたる候補者の選定となります。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約になります。

また、選定された者が行政処分を受けるなど特段の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

令和６年度以降については、毎年度、候補者より提案書をご提出いただきます。

本学においてその内容を確認し、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。なお、毎年度選任されるとは限りませんので、選任されない場合は、改めて候補者の見直しを行いますので、ご留意願います。

３．監査人候補者選定方法等について

会計監査人候補者の選定については、監査法人等から提出された提案書等を本学に設置された会計監査人候補者選定委員会において総合的に評価し、候補者の順位付けを行います。

４．提案書について

別紙「提案書記載事項」をご参照のうえ下記の方法により提出願います。

（１）用紙サイズ：Ａ４縦版（横書き左綴じ)、３０ページ以内

（２）提案書提出部数：１３部（貴法人の概要が記載されたパンフレット等を含む)

（３）提出方法：郵送又は持参

（４）提出期限：令和４年１２月２１日（水）正午まで（必着）

５．提出先

〒０１０－８５０２ 秋田市手形学園町１番１号

国立大学法人秋田大学 監査室（担当：原岡）

ＴＥＬ ０１８－８８９－２８６０

ＦＡＸ ０１８－８８９－２９４０

６．本件に関する問い合わせ

（１）問い合わせ方法：電子メールにより受付します。

（２）問い合わせ先：kansasitu＊jimu.akita-u.ac.jp（＊を@に変えてください。）

（３）問い合わせ〆切：令和４年１２月２１日（水）正午まで

別紙

提案書記載事項

提案書は下記事項について記載願います。

Ⅰ．監査法人等の概要

（１）名称、代表者氏名、所在地、担当部署名
（２）本学を担当する事務所の所在地
（３）出資金
（４）令和３年度（営業収益、経常利益、当期利益）
（５）人員（社員数、職員数）
①社員数　公認会計士　　人（代表社員　　人、社員　　人）
②職員数　公認会計士　　人
③会計士補　　人
④その他職員　　人
（６）関与会社数

Ⅱ．秋田大学への監査業務の提案

１．監査実施体制（令和５年度～令和７年度）

（１）監査チームの編成状況（実際に監査を行う要員の役割、専門分野、実務経験等）
（２）監査チームの構成員の国立大学法人等の会計監査業務実績（実際に監査を行う要員の経歴（氏名、資格、職位、国立大学法人の監査業務の実績と年数及びその他主な関与先等））
（３）日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの結果の内容（指摘事項がある場合は、対策状況等）
（４）現在、本学の会計監査人である場合で、連続する６事業年度において本学の監査責任者となった者がいる場合は、本期間中は監査責任者とならない計画であることが分かるように記載して下さい。

２．監査実施計画（令和５年度～令和７年度）

（１）監査に対する基本的な考え方（着眼点、重点項目等）
（２）具体的な監査業務内容及び実施方法（監査方法、監査項目、監査実施日程等）
（３）複数年による特筆すべき点

３．国立大学法人及び独立行政法人等に関与した業務実績等（令和４年度）

（１）国立大学法人における監査・支援実績
（２）独立行政法人、特殊法人等における監査・支援実績
（３）病院（４００床以上）における監査・支援実績（国立病院を含む）

４．監査費用

（１）監査報酬見積金額（令和５年度～令和７年度を年度毎に作成すること）

（２）業務日数、人数（監査責任者、公認会計士、会計士補または公認会計士試験合格者を区分して記載）、必要経費（旅費等）の内訳を作成すること（積算にあたり参考とした報酬規程や料金表を添付すること）

（３）監査日数等に大幅な変更が生じた場合の費用等の処理方法について付記すること。

Ⅲ．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

（１） 次のいずれかの認定を有している場合は、認定書等の写しを添付すること。

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が３００人以下のものに限る。）

・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

Ⅳ．その他

１．提出書類については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき公開を要する法人文書となります。そのため，記載事項で、本学に対して守秘することを要望される事項については、提出書類にその旨明記してください。

２．会計監査人候補者の選定については、提出された提案書、監査報酬見積書及びプレゼンテーション等の総合評価により決定します。

プレゼンテーションは、実際に本学を担当する予定になっている監査責任者を含めて出席をお願いいたします。

なお、プレゼンテーションの日時・場所等詳細については、別途連絡します。

３．監査報酬見積金額については、令和５年度から令和７年度までの３年間の平均額をもって評価いたしますが、毎年度の契約に当たっては、当該年度の見積金額を参考にいたします。令和６年度以降において、監査実施計画の大幅な見直し等により見積金額に変更が生じる場合には、本学と協議のうえ決定することとし、当該年度の提案書に詳細な理由を付して明記していただきます。

４．本件内容の問い合わせ先及び担当者名を記載して下さい。